

認可外保育施設の「0～2歳児クラス・課税世帯」に対する助成制度のご案内

1 対象者

0～2歳児クラスの住民税課税世帯の児童で、保護者のいずれもが就労等保育の必要な事由に該当する場合（保育の必要な事由については、P3②参照）

- ※1 申し込みできる方は、墨田区に住民票があり、居住している方です。
- ※2 課税額について、父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者も含めて算定します。
- ※3 認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育施設、幼稚園等に在籍している期間は、助成の対象になりません。
- ※4 認証保育所、企業主導型保育事業の助成制度は、取扱いが別になります。墨田区公式ウェブサイトをご確認ください。

2 対象施設

次の全ての要件を満たす認可外保育施設が対象になります。

- ① 認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること。
- ② 施設が所在する区市町村から無償化対象施設として「確認」を受けていること。

- ※1 上記は利用する施設に直接確認するか、以下でご確認ください。
 ①は、都内の場合は右の東京都のQRコードをご確認ください。ただし、児童相談所設置区（文京区、港区、世田谷区、品川区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区、八王子市）は、各自治体にお問合せください。
 ②は、所在する区市町村（墨田区内の施設は右の墨田区のQRコード）にご確認ください。
- ※2 一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポートは助成金の対象外です。



東京都
証明書
交付施設



墨田区
確認施設

3 月額助成上限額

月額 40,000 円まで助成

- ※1 保育料から特定費用（入園料、制服代、行事費、通園送迎費、日用品、文具代、食材料費、補食代、PTA会費、雑費及びこれらに類する費用をいう。）を除いた額が対象です。
- ※2 認定の開始・終了が月の途中になる場合、助成金は日割りで算定します。

4 認定申請について

(1) 教育・保育給付認定申請について

助成金の対象になるためには、教育・保育給付2号または3号認定を受ける必要があるため、次の書類を墨田区子ども施設課に提出してください。（認定については、P3～4参照）

なお、現在認定を受けている方は「5 助成金の請求について」からご確認ください。

教育・保育給付2号または3号認定に必要な提出書類

- ① 教育・保育給付認定申請書（認可外保育施設・0～2歳児クラスの課税世帯用）
- ② 保育の必要性が確認できる書類 ※父母ともに必要です。
（詳細は、P4④参照）

- ※ 様式は、墨田区公式ウェブサイトからダウンロードできます。（右のQRコード）
 【墨田区役所トップページ → （下部）区政情報・区議会欄のオンラインサービス →
 申請書ダウンロード → 子育て支援関係申請書 → 幼児教育・保育無償化に関する申請書】



各種様式

(2) 認定申請書類提出期限

令和7年9月までに入園した方 → 令和7年9月30日まで

令和7年10月以降に入園する方 → 認定開始希望日まで

- ※ なお、認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、助成金の対象とはなりませんのでご注意ください。

(3) 認定の申請後に変更があった場合

ご家庭の状況や就労状況等保育の必要な事由に変更がある場合は、次の書類を墨田区子ども施設課に提出してください。様式は墨田区公式ウェブサイトからダウンロードできます。

① 教育・保育給付認定変更申請書

② (変更がある場合) 保育の必要性の証明書類 (詳細は P4 参照)

※ 原則として、提出書類が受理された月の翌月以降からの変更となります。

(4) 認定の継続について

教育・保育給付認定について、保育を必要とする事由の確認のため、毎年度「現況届」と「保育が必要な事由が確認できる書類」の提出が必要になります。「現況届」の提出がない場合や「保育が必要な事由」を確認できない場合、助成対象者ではなくなります。別途、墨田区子ども施設課からご案内しますので、必ずご提出ください。

5 助成金の請求について

教育・保育給付2号または3号認定を取得し、実際に施設・サービスを利用した場合、次の書類を墨田区子ども施設課に提出して助成金を請求してください。

(1) 提出書類

① 施設等利用費請求書 (認可外保育施設・0～2歳児クラスの課税世帯用)

② 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書

※1 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書は、利用した施設で受領ください。

※2 施設等利用費請求書は、墨田区公式ウェブサイトからダウンロードできます。(右のQRコード)

【墨田区役所トップページ → 区政情報・区議会欄のオンラインサービス → 申請書ダウンロード
→ 子育て支援関係申請書 → 幼児教育・保育無償化に関する申請書】



各種様式

(2) 施設等利用費請求書の受付期限、振込予定時期について

利用月	請求書受付期限	振込日 (予定)
令和7年7月から令和7年9月まで ※ 第1子は9月のみ助成対象	令和7年10月17日 (金)	令和7年11月下旬
令和7年10月から令和7年12月まで	令和8年1月20日 (火)	令和8年2月下旬
令和8年1月から令和8年3月まで	令和8年4月10日 (金)	令和8年5月下旬

※ 請求書受付期限に間に合わなかった場合や不備による訂正が間に合わなかった場合は、次の回で助成します。

(3) 提出先・問合せ先

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区子ども施設課保育係給付担当 区役所4階 (9月12日までは5階)

TEL : 03-5608-1583

※ 郵送又は持参でご提出ください。持参の場合は平日午前8時30分から午後5時まで

「認定」について

本助成金の対象となるためには、「保育の必要性」を要するため、保護者が教育・保育給付認定を受ける必要があります。

① 教育・保育給付認定

認定区分	対象	
	児童年齢	要 件
2号認定	満3歳～就学前	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	0歳～満3歳未満	

② 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者のいずれも（父と母の両方）が、下記のいずれかに該当する必要があります。

◇就労（月48時間以上の就労） ◇就学・職業訓練（月48時間以上の就学・職業訓練）
 ◇妊娠、出産 ◇疾病、負傷又は障害 ◇求職活動 ◇災害復旧
 ◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護（月48時間以上の介護、看護）
 ◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である。
 ◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
 ◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合

③ 認定の期間について

認定事由	認定期間
就労	効力発生日から就労（月48時間以上）している期間
申込児童の育児休業中	認定開始月の翌月1日までに復職し、復職後、2週間以内に復職証明書を提出してください。（認定児童本人の育児休業を取得しながら認定を継続することはできません。認定月の翌月1日までに復職ができない場合、認定を受けることができませんので、ご注意ください。）
就学・職業訓練	効力発生日から在学（月48時間以上）している期間
妊娠・出産	効力発生日から出産予定月の2か月後までの期間
疾病・負傷、障害	効力発生日から療養に要する期間
介護・看護	効力発生日から介護・看護（月48時間以上）に要する期間
求職活動	効力発生日から3か月間 （認定期間内に就労し、就労後、2週間以内に就労証明書を提出してください。）
災害復旧	効力発生日から災害復旧に要する期間
DV等	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、事由が解消されるまでの期間

※ 認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降の利用分は助成金の対象ではなくなります。引き続き助成金の対象となるためには、認定期間の満了日前までに改めて認定事由の変更等の申請（詳細はP2の4(3)参照）が必要となります。

④ 認定を受けるための要件（保護者の状況）と提出が必要な保育の必要性の証明書類

※ 両保護者の証明書類の提出が必要となります。

保護者の状況		提出が必要な保育の必要性の証明書類
就労 月 48 時間 以上	外勤 ※出産休暇中・育児休業中を含む。	就労証明書[◎]（雇用主または事業主が記入）
	自営・内職 ※本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は、会社の規模に関わらず「自営」として扱います。	就労証明書[◎]（雇用主または事業主が記入） ＋「自営」「内職」を確認できる書類のコピー （例）開業届、営業許可書、事務所等の賃貸借契約書、仕入れ伝票、パンフレットやホームページ等
出産・妊娠		親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー （「表紙」と「分娩予定日」記載のページ）
疾病・負傷		病状内容確認書[◎]（医師が記載した診断書のコピー（「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの）でも可）
障害		障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）
介護・看護（月 48 時間以上）		介護・看護状況申告書[◎]　＋介護・看護を受ける方の状況確認書類のコピー（例）要介護認定証、障害者手帳、診断書　等
求職活動（内定あり）		就労証明書[◎]（雇用主または事業主が記入）
就学・職業訓練（月 48 時間以上）		在学証明書[◎]（学校等が記入）
不存在	離婚・未婚・死亡・拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書等のいずれかのコピー
	別居中かつ離婚調停中等	調停期日通知書または離婚（協議・調停）証明書＋別居に関する申立書[◎]（※）
災害復旧		事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）
DV 等		

[◎]の様式は、以下の墨田区のホームページからダウンロードできます。（右の QR コード）

墨田区役所トップページ → （下部）区政情報・区議会欄のオンラインサービス

→ 申請書ダウンロード → 子育て支援関係申請書 → 幼児教育・保育無償化に関する申請書

※「別居中かつ離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で、離婚調停中または離婚調停はしていないが弁護士を介した離婚協議中の場合に適用されます。



各種様式

[注意事項]

- ・ 証明書類は、教育・保育給付認定申請書の申請日から3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。
- ・ 必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- ・ 一度提出された書類は原則お返しできませんので、必要に応じてコピー等控えをおとりください。